第十八条の二第二項各号中「六十五万円」を「六十九万円」に改める。

第十八条の五第一項中「五百人」を「四百人」に改める。

第二章第七節の二中第十九条の四の次に次の一条を加える。

（給与所得控除の最低控除額等の特例）

第十九条の四の二　法第二十九条の四第二項の規定の適用がある場合における法第四十一条の三の十一第二項の規定の適用については、同条第四項第五号中「同条第四項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額」とあるのは、「第二十九条の四第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額」とする。

２　前項に定めるもののほか、法第二十九条の四第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十条の二第三項中「第三十一条の二第二項第三号及び第四号」を「第三十一条の二第二項第四号及び第五号」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第五号」を「第三十一条の二第二項第六号」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第九項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第四条第二項第六号」を「マンション敷地売却事業に係る同法第百九条第一項」を「マンション等売却事業に係るマンション（同法第二条第一項第一号」に、「決議特定要除却認定マンション」を「マンションをいう。以下この項において同じ。）」に、「土地」を「土地又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地」に改め、「同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十三項第四号中「第二十五項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十三項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に、「第二十三項」を「第二十一項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第九項又は第十一項」を「第七項又は第九項」に改め、同項を同条第二十五項とする。

第二十二条第一項中「港湾法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を加え、同条第二十二項第二号中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第百八十号）」を加える。

第二十二条の三第二項中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同条第四項第一号中「第百十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同条第八項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第六号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「同項第十九号」を「同法第二条第一項第三十五号」に、「とする」を「並びに同法第二条第一項第十三号に規定する再建敷地の敷地共有持分等（同法第五条第二項第二号に規定する敷地共有持分等をいう。）とする」に改め、同条第九項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第二十二条の六第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第六号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「同項第十四号」を「同法第二条第一項第三十号」に、「。）を」を「。）又は同法第二条第十三号に規定する再建敷地の敷地共有持分等をいう。以下この項において同じ。）を」に、「に対応して」を「又は当該再建敷地の敷地共有持分等に対応して」に、「同条第一項第七号」を「同法第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第二項第四号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改め、同項第五号中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同項第七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第二十二条の八第十一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第二十三項第二号中「第二条第一項」を「（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項」に改め、同条第二十五項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「つきマンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「つきマンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「又は」を「若しくは」に、「次号」を「以下この号及び次号」に、「同法第二条第一項第六号」を「同法第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は申出人等の有していた滅失したマンション（同法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。）」に、「受ける」を「受け、又は受けていた」に改め、同項第二号中「施行マンション」を「再生前マンション若しくは滅失したマンション」に、「若しくは事業を営む」を「、若しくは有していた若しくは事業を営み、若しくは営んでいた」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第二十四条の二第三項第一号イ中「次に」を「⑴又は⑵に」に、「当該家屋」を「当該建築後使用されたことのない家屋」に、「、法第四十一条第二十七項に規定する特定居住用家屋に該当するもの」を「⑶に掲げる家屋を除き、当該建築後使用されたことのない家屋を令和十年一月一日以後に当該個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合にあつては⑷に掲げる家屋」に改め、同号イに次のように加える。

⑶　法第四十一条第二十四項に規定する特定居住用家屋に該当するもの

⑷　災害危険区域等（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域（⑷において「災害危険区域」という。）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域（⑷において「地すべり防止区域」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域（⑷において「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（⑷において「土砂災害特別警戒区域」という。）又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（⑷において「浸水被害防止区域」という。）をいう。⑷において同じ。）内において建築された家屋（当該家屋の一部が災害危険区域等内にある場合における当該家屋を含み、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にある家屋にあつては、当該家屋の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（⑷において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をした当該家屋に限る。）に該当するもの（当該家屋に係る建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けた時において、当該家屋の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合における当該家屋を除く。）

第二十五条第四項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。次条第二項及び第六項において同じ。）」を削り、「下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。次条第六項において同じ。）」を加え、「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同条第五項中「同項第一号中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」に改める。

第二十五条の二第二項中「第一号の下欄に掲げる買換資産」を「第二号の下欄に掲げる買換資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、同条第六項中「の第一号」を「の第二号」に、「百分の七十」を「百分の六十」に改める。